最終更新日：2018年12月20日

KeePer技研株式会社
代表取締役社長　谷　好通
問合せ先：0562-45-5258
証券コード：6036

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「日本に新しい洗車文化を」を企業理念のもと、お客様、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業として、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は、現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえ、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－2－1】
当社は、取締役会は、役員報酬制度および報酬基準の決定または変更を行う場合には、事前に独立社外取締役が形成した意見を聴取したうえで審議を行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

【補充原則4－10－1】
当社において、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等に関する議案の株主総会への提出の決定ならびに役員報酬制度および報酬基準の決定または変更を行う場合には、事前に独立社外取締役が形成した意見を聴取したうえで審議を行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化をはかっています。このことから、任意の諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は独立社外取締役2名を含む10名で構成されております。構成については、現在女性取締役は在籍しておりませんが、国籍や人種、性別にとらわれず、各々が企業経営全般における豊富な知識・経験を備え、多様性に富んだメンバーとなっております。それぞれが当社の企業価値向上に大いに貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えております。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中期経営計画を策定し、売上高、各利益等の目標値を設定しておりますが、現段階では公表しておりません。今後は、策定した中期経営計画の開示に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　政策保有株式】
当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との取引関係の維持強化及び情報収集等のために行う観点から、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める場合に実施することとしております。この基本方針に基づき迅速かつ適正な意思決定が執れるよう、当社では社内規程を遵守し運用するものとしております。
また、これら政策保有株式については毎年、保有を継続する経済合理性があるかどうかを検証し、解消すべき先については実施するものとしております。なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるか、また投資先の株主共同の利益に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

【補充原則1－4ー1】
当社は、当社の株式を保有している会社から株式の売却等の意向が示された場合には、売却を妨げることはせず、適切に対応します。

【補充原則1－4ー2】
当社は、当社の株式を保有している会社との間で、経済合理性を欠くような取引、会社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が役員及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当該関連当事者間の取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会による承認を要するものとしております。また、全ての役員に対して、年1回、関連当事者間の取引の有無について取引調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金制度を導入しておりません。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）経営理念等を当社ウェブサイトに掲載しております。
（2）本報告書「1．基本的な考え方」に記載の通りです。
（3）取締役及び監査等委員の報酬等については、株主総会で承認された取締役及び監査等委員それぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。取締役の報酬等は、企業業績や取締役個人の役位及び成果を適正に連動させ、独立社外取締役の意見を聴取した上で決定しております。

監査等委員の報酬等は監査等委員会の協議により決定しております。
(4) 取締役及び監査等委員候補の指名を行うに当たっては、下記a～cを総合的に判断しております。また、独立社外取締役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準に基づき、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
なお、社外取締役の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。また、監査等委員、社外取締役を含む取締役の解任については、職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合に、法令および取締役会規程に基づき、解任案を取締役会において決議します。
a 取締役候補の選定について
当社の経営理念に基づき、貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。
b 監査等委員候補の選定について
当社の経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。
c 社外取締役候補の選定について
社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点で、取締役会への助言及び各取締役の業務執行を客観的な立場から監督するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待し、総合的に判断し、選定及び指名を行う。
d 取締役の解任について
取締役の解任については、法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、法令および取締役会規程に基づき、取締役会において決議します。
(5) 社外取締役選解任理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則3－1－1】
当社は、情報開示にあたり、株主など利用者の視点に立ち、分かりやすく具体的な記載を行うよう努めております。

【補充原則4－1－1】
当社は、職務権限規程及び職務責任者分担表に基づき、取締役会、代表取締役社長、担当取締役・本部長、部長・スーパーバイザー、所長・マネージャー・課長、店長・係長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議、決議しております。取締役会は、それぞれの決定事項の整合性の維持を監督しております。

【補充原則4－1－3】
当社は、後継候補者となる人材を、経営の意思決定に関与させることにより最高経営責任者に求められる知識・経験・能力を養成しており、その状況は取締役会において監督しております。また、重要な役職や業務を経験させることで後継者としての適性として強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に執行できる経験と能力を重視し選出しております。

【補充原則4－3－2】
当社の取締役会は、ＣＥＯ候補者について、ＣＥＯに相応しい資質を兼ね備えているか十分に審議し、選任しております。なお、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等に関する議案の株主総会への提出の決定を行う場合には、事前に監査等委員が形成した意見を聴取したうえで審議を行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

【補充原則4－3－3】
当社の取締役会は、ＣＥＯの解任について、法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、法令および取締役会規程に基づき、取締役会において決議します。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。当社の独立社外取締役は、必要に応じて代表取締役社長及び取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立性の基準を基本とし、当社の基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しております。

＜当社の基準＞
1．現在または過去において、当社の取締役、監査役、執行役員、部長以上となったことがないこと。
2．現在における当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有)でないこと。
3．当社の主要な取引先(直近3事業年度において、売上高の3%を超える取引先および当社からの支払総額が取引先の売上高の3%を超える取引先(主に仕入先))企業において、最近5年間、業務執行者でないこと。
4．最近3年間において、当社の主幹事証券会社に所属したことがないこと。
5．当社の業務執行者の2親等以内の親族でないこと。

【補充原則4－11－1】
当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うためには、取締役（監査等委員でない）15名以内、監査等委員5名以内となっております。現在は社内取締役6名、社外取締役1名、常勤監査等委員1名、監査等委員（社外取締役）2名（うち独立社外取締役2名）であり、取締役は豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、監査等委員は公認会計士及び事業会社出身者で構成されております。特に社外取締役は豊富な知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるよう構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、社内規程に基づき、社外取締役と事前に検討の上、取締役会にて決定しております。

【補充原則4－11－2】
当社の社外取締役3名のうち2名は他の会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査等委員の業務に振り向けているものと考えており、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲内にとどめるよう努めております。また、社内取締役及び常勤監査等委員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役及び常勤監査等委員の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示を行っております。
【補充原則4－11－3】
当社は、取締役会全体の実効性について以下の通り対応をしております。

(1) 原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。また、取締役会全体の実効性を確保するためには、各取締役の出席率を高める必要があると考え、当社はTV会議システムを導入し、取締役会の出席参加率を向上する取り組みを行っております。
(2) 取締役会審議に必要な資料を予め配布あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。
(3) 店舗運営、営業、技術、財務、会計部門等の様々な経験を持つ取締役及び高い見識を持つ社外取締役により、経営課題を多角的な視点から検討しております。
(4) 企業価値向上に資するための戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で審議・決議すべき事項を見直しております。
(5) 審議・決議した案件を、取締役会議事録として記録・保管をしております。

【補充原則4－14－2】
当社において、取締役・監査等委員に対しては、当社の中長期的な企業価値向上に関する手法につき、外部講師による研修を実施しております。また、常勤監査等委員は、継続的に外部セミナーや勉強会に参加し、コンプライアンスに必要な知識の習得や更新等を行っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、経営者自らが、株主や投資家に対して、決算説明会を半期に1回開催しております。その際、説明会会場にお越しになれない株主や投資家に対しては、決算説明会資料を当社ウェブサイトに掲載し、ディスクロージャーに努めております。
また、逐次、投資家からのスモールミーティングや個別取材等のIR取材等も積極的に受け付けており、当社に対する理解度向上に努めております。加えて、自社ホームページ内にあるブログを通じて、経営トップ自らが情報発信を日々、行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タニ	2,223,600	15.84
谷　好通	2,131,200	15.11
賀来聡介	1,070,000	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,025,400	7.27
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	685,000	4.86
JXトレーディング株式会社(現　ENEOSトレーディング株式会社)	640,000	4.54
鈴置力親	609,200	4.32
野村信託銀行株式会社(投信口)	516,300	3.66
名古屋中小企業投資育成株式会社	416,000	2.95
谷　キヌ	396,800	2.81

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

【大株主の状況】については、平成30年6月30日現在の大株主の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
家田　義人	他の会社の出身者											
深谷　雅俊	公認会計士								△			
吉田　敏道	その他					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家田　義人	○	○	―――	家田義人氏は、製造業において、設計、製造、品質保証と幅広い経験から広範囲な知識を有し当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。

深谷　雅俊	○	○	深谷雅俊氏は、平成20年9月から平成25年8月まで当社と顧問契約を締結しておりましたが取引額は少額であり、現在取引関係は解消しております。なお、当社の会計監査人である、あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）の出身者でありますが平成20年7月に退職しておりますので同監査法人との取引関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	深谷雅俊氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有し当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役に選任しております。また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。
吉田　敏道			―――	吉田敏道氏はＪＸトレーディング株式会社（現ENEOSトレーディング株式会社）で役員を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。今後、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は当社の会計監査人および内部監査部門は有効かつ効率的に監査を実施するため、各監査計画や監査実施状況について、適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。また、四半期に1回、三者間でミーティングを実施し、主として財務状況について連携を図っております。また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入し、平成25年7月10日に新株予約権を割当しました。その行使期間は平成27年7月11日から平成34年7月10日までとなります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は2013年より導入し、その付与状況は以下のとおりです。
平成30年6月30日現在の未行使人数は7名、その株数は38,400株となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。
有価証券報告書、事業報告は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、事業年度ごとに業績等を考慮して決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で、それぞれ区分けして承認された報酬総額の範囲内で企業業績と取締役個人の役位及び成果等を考慮して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告事項に対する監督・助言を資するため、事業サポート本部長が事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a.取締役会
当社は取締役10名で構成される取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定を行っております。取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催しております。
b.監査等委員会
当社の監査等委員会は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)1名及び非常勤取締役2名(社外取締役)で構成し、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。
c.常務会
取締役会の意思決定を迅速に行うために中長期的な経営課題の協議を行います。また、取締役会で決定された経営方針に基づく業務執行方針を協議し意思統一を図る機関として常務会を設置しております。代表取締役社長は適宜、常務取締役を招集し常務会を開催しております。
d.内部監査室
当社は代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。
また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。
e.リスク管理委員会
当社はさまざまなリスクに対し発生頻度、経営への影響度などを認識し適切な準備を行うとともに情報収集に努め、リスクの顕在化を最小限にとどめる体制を構築しております。社内のリスク管理を統括する組織として、代表取締役社長が委員長となり、役員、部長を委員としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク及び対策を協議いたします。
f.内部通報窓口
職場での不正・規程違反、法令違反行為等を認知した者が通報、申告または相談しやすい仕組みを定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を行い当社のコンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とします。通報は電子メールで社内(内部監査室)、社外(顧問弁護士)を選択することができます。
g.会計監査人
当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。
当事業年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)において業務を執行した公認会計士は奥谷浩之及び稲垣吉登であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士6名、その他10名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
h.弁護士
社外の弁護士と顧問契約を締結し、会社運営における法的な問題に関し、必要に応じ助言と指導を受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は2015年9月29日開催の第23回定時株主総会の決議を経て、監査等員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名（内社外取締役2名）を選任しております。監査機能を担う「監査等委員」に取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査･監督機能の強化につながります。また、希少な人材である社外役員を全取締役会の構成員とすることで、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性の向上と株主の皆様の視点を踏まえた経営の議論が期待できると判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化に努め、招集通知発送の早期化を図ってまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、多くの株主に出席頂けるように集中日を避けるように留意して設定いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連情報、適時開示資料およびその他企業情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	事業サポート本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・従業員・取引先・顧客をはじめとするステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており当社ホームページ及び適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「日本に新しい洗車文化を」の経営理念、ならびに、「日本人独特の高い美的感覚に訴える高品質な洗車やコーティングなど、車の美的事業を日本国中に広げ、日本国中の車をより美しくする事でお客様に喜びを提供し、みんなと共に喜ぶ。車の美的事業に関わる日本国中の店舗を誇りを持って従事できる喜びの職場にし、日本独特の洗車文化を作り上げる。」との企業ビジョンのもと、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。
当社は、会社内部のガバナンスを有効に効かせるために、仕組みとして内部牽制が十分に行き渡った組織にすることを目指し、監査等委員会による外部的見地からの監視のもと、取締役会による審議・意思決定が行われるとともに、経営の透明性とコンプライアンス遵守を徹底することとする。

1．取締役および使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
(2) コンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コンプライアンス管理規程および内部通報窓口に関する規程を定め、顧問弁護士に依頼して社外の内部通報窓口を設けることにより、実効性を高めることとする。
(3) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
(4) 当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

2．取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 職務遂行に係る稟議書、報告書および議事録については、法令および文書管理規程などに基づき、適切に保存および管理を行う。取締役および監査等委員は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
(2) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うため、業務秘密管理規程などの規程類を整備・運用する。
(3) 会社法、金融商品取引法および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理委員会において、会社の事業、その他業務に係るリスク管理およびコンプライアンス管理状況の把握を行うほか、各本部長は、所管業務のリスク管理を適切に行いリスク発生の回避に努めるものとし、リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに代表取締役社長に報告の上、リスク発生の回避、損失の極小化のための措置を講じる。
(2) 災害リスク管理規程、個人情報保護規程、業務秘密管理規程、品質保証規程、与信管理規程、デリバティブ管理規程等を定め、企業活動に関連する個々のリスクを管理する。

4．取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 業務分掌規程および職務権限規程において、職位、業務分掌および決裁事項ならびに決裁権限を定め、効率的に職務を遂行する。
(2) 中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度などの経営管理制度を整備する。

5．当社における業務の適正を確保するための体制
(1) 業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として。組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
(2)取締役および使用人の職務遂行の適合性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人および監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する（具体的には、四半期ごとに年4回および必要に応じて情報交換を実施する。）。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を任命し人事的対応をはかる。
(2) 監査等委員会によりその職務の指示を受けた使用人は、当該指示された業務を他の業務に優先し遂行するとともに、当該指示された業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および上長などの指揮・命令は受けないものとする。
(3) 当該使用人の人事異動および考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

7．取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制および当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 監査等委員は、取締役会のほか部長会議など重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務遂行の状況の報告を求めることができる。
(2) 取締役および使用人は、監査等委員会から業務遂行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
(3) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、社会に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときには速やかに監査等委員会に報告する。
(4) 内部監査室は、監査等委員会と密接な連携を保持し、内部監査の結果を監査等委員会に定期的に報告する。
(5) 監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
(2) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(3) 監査等委員会は、会計監査人および内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(4) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴収することができる。
(5) 監査等委員の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた具体的な体制･対応策につきましては下記のとおり実施しております。
1. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対する対応マニュアル」の制定
2. 対応統括部署設置および不当要求防止責任者の選任
3. 取引開始前の反社会的勢力との関係の有無の調査
4. 各種契約書へ反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を明記

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――